

(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託  
プロポーザル(公募型)仕様書

令和7年12月8日  
柏市こども部  
子育て支援課  
こども相談センター

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

(仮称) 柏市こども・若者相談センター屋内外遊具設置等業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年2月27日まで

※遊具等の設置日時は、上記履行期間中とし、今後市が発注する

(仮称) 造園土木工事施工事業者と調整のうえ決定する。

### (3) 遊具等設置場所

柏市十余二 313-92 (仮称) 柏市こども・若者相談センター

・はぐはぐひろば（屋内） 対象面積 約 135 m<sup>2</sup>

・プレイパークエリア（屋外） 対象面積 約 750 m<sup>2</sup>

### (4) 委託料の上限

金 89,000,000 円

(運搬設置費、消費税等を含む。)

内訳想定 屋内 38,000,000 円

屋外 51,000,000 円

※屋外遊具の設置に係る(仮称)造園土木工事費用は、本業務

委託の見積額には含まれないことに留意すること (以下(5)参照)

### (5) 業務内容

本遊具設置等業務委託は、屋内外にそれぞれ設置する遊びや交流の場への遊具の選定や設置を含めて、屋内外の空間を一体的かつ連動性あるデザイン（設計）とし、同デザインに基づき遊具等を設置すること。

デザイン（設計）の作成においては、施設や遊具設置エリアの機能や目的を理解したうえで、屋内外を通して遊具利用者となる子どもたちが、障害の有無に関わらず、各年齢に応じて心身の発育や成長を促進できるような遊具等を選定し配置すること。また、施設及び敷地内における導線、安全性、維持管理の観点を含め多面的な効果を検証のうえデザイン（設計）を行うこと。

デザイン（設計）は、施設内1階の「はぐはぐひろば」及び屋外の「プレイパークエリア」の遊具等設置範囲（添付01参照）について作成すること。

なお、プレイパークエリアの遊具設置に必要な基礎及び遊具周辺の

下地仕上げ工事については、提案内容を踏まえて柏市が別途発注する「（仮称）造園土木工事」にて実施するため留意すること。（公募開始時点の想定工事規模は本仕様書内 4 (2) ウのとおり）。

これらを踏まえて、以下の事項について納品、実施すること。

- ア 屋内及び屋外の空間デザイン（設計）
- イ はぐはぐひろばの床面・壁面の装飾
- ウ 遊具等製作・調達・搬入、設置及び設置に付随する作業等
- エ 実施設計（募集要領（別添2）企画提案提出書類一覧に係るもの及びこれに付随するもの）
- オ 安全対策の実施（セーフティサイン、安全マット、安全柵等）
- カ 遊具使用上の注意看板や掲示物等の設置
- キ 遊具の取り扱い・メンテナンス・安全点検に関する研修・指導、マニュアルの作成
- ク 周知・広報のための図面・イメージ図の作成

## 2 要求事項

### （1）共通事項

- ア 施設や遊具等設置エリアの目的や概要を踏まえデザインすること。
- イ 屋内と屋外の一体的な整備を通して、子どもの年齢や障害の有無、体格、性別等に関わらず、誰もが利用しやすい空間とすること。
- ウ 設置する遊具等はユニバーサルデザイン、インクルーシブな色合いや質感、デザインなど色合いなども考慮したものとし、子どもの動線に配慮した安全な配置とすること。
- エ 多様な利用者の遊びの特性や安全性に配慮すること。
- オ 遊具を通して心身の発達促進につながるものを選定すること。
- カ 遊具の安全確保に当たっては「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）令和6年6月」（国土交通省）に準拠すること。
- キ 場内監視や日常点検、簡易補修等における運営負担の軽減に配慮した遊具や設え等を選定すること。また、定期点検や修繕等の維持管理が容易であること。

ク 本業務委託に伴う作業は、（仮称）柏市こども・若者相談センターの施設仕様を前提としたものであること。

※（仮称）柏市こども・若者相談センター概要図のほか、施設の図面・仕上表・建具表、屋外広場の外構計画図・雨水排水計画図等は参加資格要件確認後に、参加事業者の希望に応じ個別に提示する。

ケ 遊具の設置・基礎工事等、（仮称）柏市こども・若者相談センター屋内外で発生する作業の開始は、令和8年11月中旬予定の（仮称）柏市こども・若者相談センター竣工後を基本とするが、（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事施工事業者、（仮称）造園土木工事業者及び発注者と協議の上調整する。

## （2）はぐはぐひろば

ア 未就学（主な年齢層は0～3歳を想定）の子どもと保護者及び妊娠婦とその介助者を対象とする。

イ 利用定員は40名（子ども20名、保護者20名）程度を想定し、安全を考慮したレイアウトとすること。また、利用者の手荷物等を収容できる棚もしくはロッカー並びに靴箱を設置すること。なお、靴の脱着はひろば内で行うことを見定している。

ウ はぐはぐひろば内壁面は石膏ボード及びコンクリート打ちっぱなしとなっているため、本プロポーザルの目的、概要に合致した壁紙を設置すること。

エ はぐはぐひろば内床仕上げはコンクリート金ゴテ仕上げとなっているため、本プロポーザルの目的、概要に合致し、嘔吐対応を想定して、次亜塩素酸で消毒できる素材・クッション性・保温性が高い床材を設置すること。

なお、設計用床荷重は、3, 500 N/m<sup>2</sup>。アンカーボルトは深さ30mmまで設置可能である。

オ ひろば内は静のスペース、動のスペース、ねんね期の赤ちゃん専用スペースに区分すること。なお、ねんね期の赤ちゃん専用スペースに歩行可能なお子さんが侵入しないよう、ベンチやパーテーション等の設置を行うこと。また、各スペースに応じた玩具・遊具をバランスよく設置すること。

カ 子どもを見守る保護者が安らぎを感じることが出来る上質な空間とすること。

- キ 子どもを見守る保護者が一時的に座ることができるように適所にベンチ等を設置すること。
- ク 子どもを見守る保護者、スタッフや監視カメラの目線を遮らないよう、配置やレイアウトを配慮すること。
- ケ はぐはぐひろばの入口に利用者受付のカウンターを設けること。受付のほか、2～3人が事務作業できるスペースも確保し、一部にひろばと行き来ができるような腰高のスライドドア等を設置すること。
- コ 屋外用玩具の貸し出しもはぐはぐひろば受付で行えるよう、成長度合いに応じた各種コンビカーやゴムボール等屋外用玩具についても設置対象遊具等とすること。

### (3) プレイパークエリア

- ア 幅広い年代（幼児から小学生低学年）の子どもと保護者を対象とする。
- イ 設置する遊具の種類及び数について限定は行わないが、遊具設置の効果を最大限得られるよう、予定金額を最大限に有効活用すること。
- ウ 遊具等の搬入経路については、一般的な4tユニック車での搬入を想定し、別途柏市が発注する（仮称）造園土木工事により整備することに留意すること。
- エ 遊具設置可能範囲は別紙「遊具設置可能範囲」のとおりとする。なお、範囲の内220m<sup>2</sup>以上は床仕上げをコウライ芝とすること。合わせて、コウライ芝の境目部分についてもデザイン（設計）に含めること。
- オ 別紙「遊具設置可能範囲（既存樹木・植栽予定）」を参考に、既存樹木を踏まえてデザイン（設計）をすること（既存樹木の活用も可）。

## 3 企画提案事項

本プロポーザルの企画提案事項については、本施設や各遊具設置エリアの目的や概要に即した提案を行うこと。

## 4 留意事項

### (1) 契約不適合責任

引き渡された遊具が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない

ものであるときは、発注者は遊具の補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求する。また、定めた期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができるものとする。

### (2) 遊具設置に係る作業等（特記事項）

ア 屋内の遊具等設置に係る作業については、全て本業務において責任施工とする。別途発注の工事等では、遊具等設置に必要な取付け下地、補強及び素材の仮外し、復旧等は行わない。壁面や床面に係る作業が必要な場合は、（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事施工事業者及び発注者と協議の上、本プロポーザルの委託料の範囲内で施工すること。

イ 屋外の遊具設置に係る作業については、遊具設置及び設置に付随する部分において責任施工とする。別途発注の工事業者等（（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事施工事業者、（仮称）造園土木工事施工事業者）及び発注者と協議の上、本プロポーザルの委託料の範囲内で施工すること。

ウ 屋外の遊具設置に必要な基礎及び遊具周辺の下地仕上げ工事に係る（仮称）造園土木工事については、概ね 2,000 万円程度を見込んで提案すること（別途発注予定の（仮称）造園土木工事は、カラーゴムチップ舗装・遊具の基礎・その他関連作業等を想定）

エ 発注者が必要と判断した場合、（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事に関する会議に出席すること。また、必要に応じ（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事施工事業者、（仮称）造園土木工事施工事業者及び発注者と調整を行うこと。

オ 受注者は、令和 8 年 3 月 27 日までに、別途発注予定の（仮称）造園土木工事に必要な、本業務のデザイン（設計）における参考図面や参考資料（各種詳細図及び数量調書、積算資料、複数社からの参考見積書等）を提出すること。なお、参考図面及び各種詳細図については P D F 及び J W W 形式 C A D データを提出すること。

### (3) その他

ア 本仕様書及び募集要領に定めのない事項で疑義が生じたときは、本市と協議の上、その指示に従い、誠実に対応すること。

イ 各種法律及び関連の法令等（施行例及び施行規則・柏市条例等を

含む) 並びに各種基準等を遵守すること。

ウ 整備事業(建築, 電気設備, 機械設備)は, 「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」に準じた整備を行うこと。

エ 本仕様書は, 業務遂行にあたっての想定される必要事項を掲載している。そのため, プロポーザルによる受託候補者決定後, その内容に変更又は追加する場合がある。

なお, 本仕様書の変更, 追加にあたっては, 受託候補者と協議のうえ, 最終決定する。